

昭和六十年政令第三十七号

湖沼水質保全特別措置法施行令

内閣は、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第七條第一項、第十一條第一項、第十四條、第十五條第一項、第二十条第三項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、第二十二條及び第二十八條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 削除

（法第七條第一項の政令で定める規模）
第二条 湖沼水質保全特別措置法（以下「法」という。）第七條第一項の政令で定める規模は、一日当たりの平均的な排出水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第六項に規定する排出水をいう。）の量が五十立方メートルであるものとする。

（法第七條第一項の政令で定める項目）
第二条の二 法第七條第一項の政令で定める項目は、第一号及び第七号に掲げる湖沼については化学的酸素要求量及びりん含有量とし、第二号から第六号まで及び第八号から第十一号までに掲げる湖沼については化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量とする。

- 一 釜房ダム貯水池
- 二 八郎湖（八郎湖調整池、東部承水路及び西部承水路をいう。）
- 三 霞ヶ浦（北浦及び常陸利根川を含む。）
- 四 印旛沼
- 五 手賀沼
- 六 諏訪湖
- 七 野尻湖
- 八 琵琶湖
- 九 中海
- 十 宍道湖
- 十一 児島湖

第三条及び第四条 削除
（みなし指定地域特定施設）
第五条 法第十四條の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。）で病床数が百二十以上二百九十九以下であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
- イ ちゆう房施設
- ロ 洗淨施設
- ハ 入浴施設

二 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百一人以上五百人以下のし尿浄化槽（指定施設）

第六条 法第十五條第一項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。
一 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 豚房施設（豚房の総面積が四十平方メートル以上五十平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
ロ 牛房施設（牛房の総面積が百六十平方メートル以上二百平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
ハ 馬房施設（馬房の総面積が四百平方メートル以上五百平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）

二 こいの養殖施設（網いけすの総面積が五百平方メートルを超えるものに限る。）
（法第二十條第三項の政令で定める設置に係る手続等）
第七條 法第二十條第三項（法第二十二條において準用する場合を含む。）の政令で定める設置に係る手続は、次に掲げる手続とする。

- 一 法第十五條第一項の規定による届出（法第二十二條に規定する施設に係る場合にあつては、水質汚濁防止法第五条の規定による届出）
- 二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十六條第一項の規定による工作物の新築の許可の申請
- 三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可の申請又は同法第四条第一項第七号若しくは第五条第一項第六号の規定による届出

（法第二十條第三項の政令で定める施設等）
第八条 法第二十條第三項（法第二十二條において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、第六條各号に掲げる施設（法第二十二條に規定する施設に係る場合にあつては、第十条に規定する施設）とする。

（法第二十條第三項ただし書の政令で定める変更に係る手続等）
第九条 法第二十條第三項ただし書（法第二十二條において準用する場合を含む。）の政令で定

める変更に係る手続は、次に掲げる手続とする。
一 法第十七條第一項の規定による届出（法第二十二條に規定する施設に係る場合にあつては、水質汚濁防止法第七條の規定による届出）
二 河川法第二十六條第一項の規定による工作物の改築の許可の申請
三 農地法第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可の申請又は同法第四条第一項第七号若しくは第五条第一項第六号の規定による届出

（準用指定施設）
第十条 法第二十二條の政令で定める施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第一号の二に掲げる施設（水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する項目に同じ同法第三条第一項の規定による環境省令（同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた排水基準が適用される排出水に係る事業場に設置されるものを除く。）とする。
（指定地域内の公共用水域の管理を行う者）
第十一条 法第二十條第二項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 公共下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいい、水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共下水道の管理者を除く。）及び都市下水道管理者（下水道法第二十七條第一項に規定する都市下水道管理者をいう。）
- 二 漁港管理者（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。）
- 三 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七條に規定する保護水面の管理を行う都道府県知事及び農林水産大臣
- 四 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）に基づき農業用排水施設の管理を行う国、都道府県、市町村及び土地改良区

（政令で定める市の長による事務の処理）
第十二條 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、権限、大津市、京都市、松江市、岡山市及び倉敷市の長

（以下この条において「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。
一 法第八條、第十条及び第二十条第二項（法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による命令に関する事務
二 法第十二條第二項の規定による要請に関する事務
三 法第十二條第三項において準用する水質汚濁防止法第二十三條第四項の規定による通知の受理に関する事務
四 法第十二條第四項の規定による協議に関する事務
五 法第十五條第一項、第十六條第一項、第十七條第一項及び第二項並びに第十八條第二項の規定による届出の受理に関する事務
六 法第十五條第二項（法第十六條第二項、第十七條第三項及び第十八條第三項において準用する場合を含む。）の規定による通報の受理に関する事務
七 法第二十條第一項（法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による勧告に関する事務
八 法第二十一條第一項（法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務
九 法第二十四條及び第二十八條の規定による指導、助言及び勧告に関する事務
十 法第三十九條第一項の規定による協力を求め、又は意見を述べること及び同条第二項の規定による意見の聴取に関する事務

附則 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十年三月二十一日）から施行する。
附則 抄
（昭和六〇年七月一二日政令第二二八号）抄
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十一條第一項第五号の改正規定、同条第二項の改正規定（若しくはその取消し）を削る部分に限る。）、次項及び附則第三項は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第一条第四号に定める日（昭和六十年十月十二日）から施行する。

